

第 7 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年7月25日 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13		
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 12番 辻 和義 委員
 - 15番 高野 春夫 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 ただ今から、令和4年第7回音更町農業委員会総会を開催いたします。
 ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
 議事録署名委員は、12番 辻委員、15番 高野委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
 報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第1号第1項から第3項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第1号を終了いたします。
 次に、報告第2号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第2号朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第2号を終了いたします。
 次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)
 本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
 なお、第1項につきましては、議案第3号において農地法第3条の賃借権等設定の許可申請がございます。以上です。
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということよろしいですか。
- 委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 7月20日にお話を伺っております。譲受人は畑作をされておりました、先般、譲渡
人が所有する土地のうち、採草地について、酪農家さんに使っていただくため、賃貸
契約がありましたけれども、その部分が内地番でありましたので、分筆をして、改め
て息子さん自身が耕作する土地について贈与を受けるということでもあります。親子間
の贈与でありますので問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の件を議題といたします。第1項から第3項までについては関連がありますので、一
括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項から第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページ及び3ページの「農地
法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断でき
ると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項から第3項までの案件につきましては、現地調査が行われていま
す。

飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 7月20日に貸主のお宅にお邪魔してお話を伺ってまいりました。第1項から第3項

の借主は、ともに、近隣農家ということで、今年の初めから話をしていたそうでございます。貸主につきましては、年内で耕作をやめる、離農するということでございます。賃借料につきましては、それぞれ、地域の調和を乱すようなこともないと思われるので、問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項から第3項までの件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項から第3項までについて、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 7月20日に貸主のほうからお話を伺っております。また、借主からもお話を伺って
まいりました。以前から借りて耕作していた土地でありますけれども、両者の間で売
買を進めておりまして、半分ほどは売買が成立しております。貸主に置かれましては、
住宅まわりの通路関係の線引きを新たにされて整理をされましたので、残りの部分に
ついて、議案第1号第1項で合意解約いたしまして改めて賃貸借をするということで
ございます。賃借料につきましては、若干高めではありますけれども、条件の良い土
地を考慮いたしまして適正であると思われま
す。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございません
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいです
か。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の4ページから7ページのとおりであります。利用状況は原野となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 7月1日に事務局とともに現地を確認してまいりました。願出地は、住宅地のように区画された土地の通路のような格子状の筆のうち、他の所有者の2区画に挟まれた部分を分筆したものでございます。この両隣の土地につきましては、数年前に農地パトロールで見えていただいたことがある場所でありまして、農地として使うのは難しいと協議した土地で、同じ利用状況であることから非農地であると判断いたしました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の8ページから10ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 この案件ですけれども、7月1日に事務局とともに土地の所有者立会いのもと、現地を確認してまいりました。現況に合わせて地目の整理をしたいということでございます。必要最小限の面積での願出であり、適正であると判断いたしました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございま

せんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項から第3項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。第1項から第3項につきましては、別添「調査書」11ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項から第3項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第3項までについて、決定いたします。

次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、共栄台北地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、光和地区のBさんの後継者、Cさんが経営する法人D、光和地区の法人E、光和地区のFさん(35歳)の3名を選定いたしました。

第2項、北花園地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、光和地区の法人D、光和地区の法人H、光和地区のFさん(35歳)の3名を選定いたしました。

第3項、東土狩地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしま

して、新たに、東土狩地区のJさん（37歳）を選定いたしました。

第4項、東昭和地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東昭和地区のLさん（49歳）を選定いたしました。

第5項、梢地区のMさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東昭和地区のNさん（64歳）、東昭和地区のLさん（49歳）、昭和地区のOさん（56歳）、昭和地区のPさん（46歳）の4名を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第6号第1項から第5項にまでついて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願ひいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和4年第7回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後3時40分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年7月25日

議長 　石川清光